

# 生死

を分ける

# 一秒



高規格救急車での救急活動

# 命を救う 救急隊

火災発生時にすぐ駆けつけ、機敏な動きで消火活動を行う消防隊。

急病人が発生すると適切に処置して病院まで搬送する救急隊。

どのような状況からでも迅速に救出する救助隊。

私たちが安心して日々の生活を送るには欠かすことができません。

ですが、救うことができる命には限りがあります。

今回の特集では、消防・救急・救助隊員と連携を図り、数多くの命を救うために自分たちに何ができるのか考えて見ましょう。

## 増加が止まらない軽症での救急出動

平成18年の町の救急出動件数は880件、搬送した人は829人に上り過去最多となりました。

救急出動件数は著しい上昇傾向にあり、人口割では町民22人に1人が救急車を呼んだことになります。



22人に  
1人

症状が重くなる前にかかりつけの病院に行きましょう。

### 入院不要の軽症が約半数

当別消防署で搬送した人の50%が軽症者でした。救急車が出動している場合は、石狩北部地区消防事務組合内（当別消防署以外の消防署）から要請することになり、到着するまでに最低でも15分～20分はかかり、1分1秒でも早い手当を必要とする重症者のもとへ救急車の到着が遅れてしまうことが心配されます。救急車の適正な利用にご理解とご協力をお願いします。

### ? 急な病気やケガの時は

#### ◆休日や夜間の急な病気や怪我で病院を探すとき

- ・救急医療情報案内センター（☎0120 - 20 - 8699）
- ・当別消防署（☎23 - 2537）
- ・北海道救急医療・広域災害情報システム

<http://www.qq.pref.hokkaido.jp>

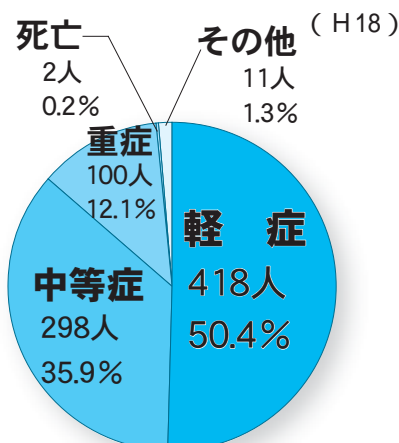
#### ◆子どもが夜間に急な病気や怪我で具合が悪いとき

- ・小児救急電話相談  
看護師によるアドバイス  
平日（月～金曜）19時～23時  
☎ 8000（ブッシュ回線）  
☎011 - 232 - 1599（ダイヤル回線・携帯電話・PHSから）

### ! こんなときは119通報を

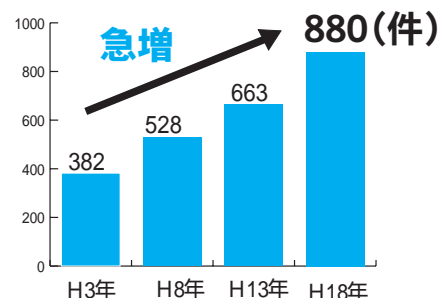
- ・意識が無い
- ・呼吸が困難である
- ・骨折して動けない
- ・痙攣が続いている
- ・広範囲にわたってやけどした
- ・大量出血した
- ・激しい胸痛、頭痛、腹痛など

### 傷病程度別搬送人員



軽症	入院を必要としない
中等症	入院を要するもので重症に至らない
重症	3週間以上の入院を要する
死亡	初診時に死亡を確認したもの
その他	ヘリ搬送したものなど

### 救急出動件数の推移



## 心肺蘇生法を実施することで救命率がアップ

平成18年の救急出動のうち、救急隊が到着するまでに心肺蘇生法（心臓マッサージ・人工呼吸）を行っていた件数は、わずかに3件でした。救急車が到着するまでの時間は、全国平均で6分ですが、当別町は面積が広いので、それ以上の時間がかかる箇所もあります。

心臓が止まってしまったときに救急車が来るまで手をこまねいて見ていたら命を救うことができません。救急車が到着するまでに心肺蘇生法を実施することで救命率を上げることができます。

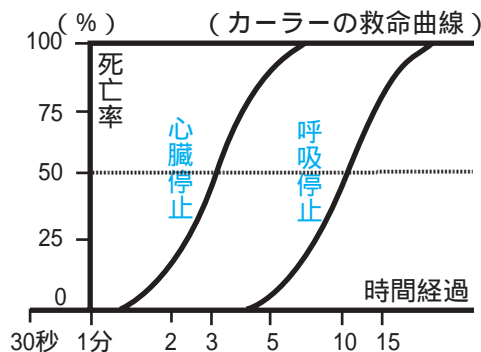
### 救命講習を実施しています

当別消防署では、AED（自動体外式除細動器）を用いた心肺蘇生法や止血法などを習得できる普通救命講習を実施しています。

いざというときに適切な救命手当ができるように救命講習を受講しませんか。各団体などグループで申し込む場合は、受講希望日に実施することもできます。

- ◆日時 毎月第4日曜日13時～16時
- ◆場所 当別消防署
- ◆詳細 当別消防署救急救助課救急係（☎23 - 2537）

### 救命率を表した曲線



- ①心臓停止後約3分で50%死亡
- ②呼吸停止後約10分で50%死亡



# 火災はうっかりミスから多発



建物を利用しての消火訓練

**昨年**当別町で発生した火災は12件で、前年と比べて4件の増加となりました。残念なことに、り災世帯5世帯、死者1名、負傷者2名となっています。

火災状況は、建物火災が7件で全体の58%を占め、住宅火災は4件発生しています。

原因は、たばこによるものが一番多く、その他にも火遊び、放火の疑いにより発生しています。

## 原因別火災発生状況 (H18)

原因	件数
たばこ	3件
火遊び・コンロ・排気管・放火の疑い・スプレー缶のガス漏れ	各1件
不明	4件
合計	12件

## 火災を防ぐポイント

寝たばこは、絶対にしない。  
 ストープの周りには、燃えやすいものを置かない。  
 調理中にガスコンロから離れるときは、必ず火を消す。  
 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。  
 寝具、衣類、カーテンなどは、できるだけ防災物品を使う。  
 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置する。



## もし火事になったら

消火器で消すことができなかったり、天井まで火が回ったらすぐに逃げましょう。

外に出て、近くに住んでいる人に火事であることを知らせてください。

逃げるときには、建物の中に大切な物があっても決して戻らないでください。

## 住宅用火災警報器の設置が義務化されました

住宅火災での死傷者を減少させることを目的に消防法が改正され、一般住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられることになりました。

新築住宅は平成18年6月1日から義務付けられていますが、既存住宅は、平成20年5月31日までに設置し、家庭での防火対策をお願いします。以下の場所には警報器の設置が必要です。

- 寝室** 就寝中は最も逃げ遅れる確立が高いため
- 階段** 逃げ道をふさがれてしまわないために（2階に就寝する人がいなければ不要）
- 台所** うっかり火災などが発生しやすいため

## 地域と連携を取りながら救急・火災に備える



私たち救急隊は、いざという時に対応できるように、できるだけ多くの町民の方に救命講習を受け

ていただきたいと思います。  
 これからの高齢化社会へ向けて町内会など、地域で連携して救命体制を作っていくことが命を救うためには必要になってきます。  
 町内会や家族など、団体で救命講習を受けて緊急時に備えましょう。  
 消防署では、防火対策として春と秋の火災予防運動期間中に女性消防団員と合同で1人暮らしの高齢者宅に防火訪問をしています。

また、各種団体に対して火災予防P・R・住宅用火災警報器設置などの防火講習会も実施しています。地域に住む方々と一緒に火災の予防ができるように取り組んでいきたいと考えています。

### ◆当別消防署

( ☎23 - 2537 )

